

# 宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時：平成28年7月27日（水）午前9時～正午  
場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室  
（平成28年度 第二回）

出席委員：水野紀子会長，渡部順一副会長，稲葉雅子委員，小川ゆみ委員，草野祐子委員，  
今野彩子委員，鈴木勝雄委員，高山健司委員，竹中智夫委員，松田攝子委員，  
渡辺安子委員

欠席委員：塩野悦子委員

## 1 開 会

【司会：共同参画社会推進課 池田副参事兼課長補佐】

〔議事に先立ち、会議成立の報告及び7名の傍聴者がいる旨の報告を行った。〕

## 2 あいさつ

【環境生活部 佐野部長】

本日は、お忙しいところ、男女共同参画審議会に出席いただきありがとうございます。また、皆様には、日頃より本県の男女共同参画の推進について、格別の御理解・御協力をいただいていることに、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

さて、女性活躍推進法が施行され、県内の取組状況を見ると、全自治体が特定事業主行動計画を策定し、これから積極的な取組を始めることになると思う。また、企業のポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスを進める宮城県独自の認証制度「女性のチカラを活かす企業認証制度」により、6月1日現在で、463社が認証を受け、その中でも優れた取組を行っているゴールド認証は15社となっている。

また、国の「えるぼし」企業として、先月、宮城県から3社が厚生労働省の認定を受けた。

一方で、依然として、女性活躍の取組が進まない企業や業界も多く、引き続き、社会全体で、男女が共に働きやすい環境づくりの気運を盛り上げていく必要を強く感じるところである。

本日は、今年度第二回目の開催となる。

平成28年度宮城県における男女共同参画施策の現状及び施策に関する年次報告（案）について報告すると共に、5月の第一回目で御審議いただいた第3次男女共同参画基本計画の素案をお示しし、審議いただく。計画の策定は、社会全体で男女共同参画の取組を進める基本となるものである。

皆様の忌憚のない御意見を頂戴できればと思うので、よろしくお願ひしたい。

【司会：池田副参事兼課長補佐】

〔配付資料の確認を行った。〕

## 3 議事

【水野会長】

議題（1）の「宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告（案）について」事務局から説明願う。

【共同参画社会推進課 佐藤専門監】

「資料1-1 宮城県男女共同参画基本計画 関係事業平成27年度実施状況一覧」を御覧いただきたい。

この資料は、前回5月の審議会において、未確定であった4事業と修正を行った2事業を示して

いる。

No. 2「県の審議会等委員への女性の参加促進」、No. 3「審議会等委員への女性登用の推進」については、②成果において、女性委員の割合並びに登用率は、No. 2 では31.7%であり、No. 3では37.2%と数値に違いがある。これは、行政経営推進課では、「附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例」に基づき、共同参画社会推進課では、「宮城県男女共同参画推進条例」に基づいていることで違いがでてきている。具体的には、当課の調査では、開催が不定期・臨時的な附属機関・懇話会を除外し、知事等のあて職も除いていることによるものである。今後も目標の40%に向けて継続して各種団体に働きかけを行っていく。

No. 5「市町村の審議会等委員への女性の登用」について、登用率は昨年度から1ポイント上昇し、26.8%となっている。毎年上昇はしているが、第2次基本計画の指標「平成28年度末までに30%」には、まだ開きがある。継続して市町村との連携や情報提供を密にして対応する。

No. 93「市町村の防災会議等への男女共同参画の状況調査」については、女性登用率が6.8%と上昇している。また、女性を登用している市町村数も増加はしているものの、9自治体においていまだに登用がない。防災会議の委員が災害対策基本法に基づき、基本的に委員があて職となっていることによるものと思われるが、引き続き働きかけ続けていく必要がある。

No. 28とNo. 80については、下線部の数値や文言について、前回資料から修正している。No. 28は、前回18,171回だったが今回は18,328回に。No. 80は、前回1,448人だったが今回は1,444人に訂正している。

資料1-2は訂正した内容を盛り込んだ最終版である。

「資料2 宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告(案)」を御覧いただきたい。

最初に表紙裏を御覧いただきたい。

本報告書の趣旨について説明したい。

本年次報告は、宮城県男女共同参画推進条例第16条に基づき、男女共同参画基本計画の進行管理を行うため、本県の男女共同参画推進状況及び施策の実施状況を年次ごとにとりまとめ公表するもので、今回が14回目となる。

多くの県民の皆様には現状と施策について理解と認識を深めていただき、本県において男女共同参画社会が着実に実現していくことを期待して作成している。

構成は、4部構成になっている。第1部 平成27年度の宮城県の男女共同参画の現状と施策、今後の展望、第2部 宮城県における男女共同参画の現状、第3部 宮城県における男女共同参画の施策、第4部 市町村における男女共同参画の取組状況である。

まず、第1部 1ページから3ページを御説明したい。総括と7つの基本目標について記載している。1 社会全体における男女共同参画の実現についてである。審議会等への女性委員登用率は県37.2%、市町村29.3%となり、年々高まってきている。県の管理職に占める女性職員の割合は知事部局7.2%、教職員では14.9%で着実に増えてきた。市町村イベントの割合は、平成22年度に比べ1割以上低下した。啓発活動を進めていくことが重要である。女性に対する暴力は、DVに対する相談件数が増加傾向にあり、未然防止と相談体制の確立に努めてきた。被害者の立場に立った施策を展開していく必要がある。

2 家庭における男女共同参画の実現についてである。男女が協力しながら家庭生活の責任を担う意識の醸成のために、啓発事業を行っているが、家事等に関わる生活時間は大半が女性が担っている。啓発事業に男性を含めた多くの人たちが参加できる工夫を引き続き行っていく必要がある。また、子育てについては平成27年4月に策定した「みやぎ子ども・子育て幸福計画(第1期)」に沿って、支援対策の推進を図ってまいらる。

3 学校教育における男女共同参画の実現についてである。管理職に占める女性の割合は、小中学校では増加しているものの高校では足踏み状態にある。女性の登用を着実に進める必要がある。

また、関係機関との連携を強化し、健康教育の推進を図ってまいる。

4 職場におけるにおける男女共同参画の実現についてである。女性のチカラを活かす企業認証制度により、458社に認証書を交付し、企業の支援を行ってきた。また、県内の待機児童数は507人に上っているので子育て家庭への支援を充実させていく必要がある。さらに育児休業取得率は、男性4.9%、女性89.8%であり、取組を一層促進していく必要がある。

5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現についてである。女性は農林水産業において重要な担い手だが、十分に認識・評価されていない状況もあることから、経営指導やセミナーを行い、家族経営協定を締結した農家数も目標値を超えて増加した。また、起業を目指す人や女性起業家・経営者に対する支援を引き続きしていくことが重要である。

6 地域における男女共同参画の実現についてである。平成28年4月1日現在、男女共同参画に関する条例を制定している市町村は9市3町であり、基本計画を策定しているのは12市9町で、わずかながら増加している。男女共同参画社会の実現には、県民の人権の尊重及び地域社会の形成が重要であり、多文化共生社会の形成のため施策を推進していくこととしている。

7 震災からの復興過程、防災における男女共同参画の実現についてである。平成28年4月1日現在、男女共同参画の視点に配慮した市町村避難所運営マニュアルは60.0%で21市町が策定している。また、宮城県防災会議の女性登用率は、震災前の2.0%から9.4%と上昇している。創造的復興を掲げ、先進的な地域づくりを進めるためには、男女共同参画の視点と女性の参画を促すことが重要である。

次に第2部 宮城県における男女共同参画の現状を御説明したい。1 社会全体における男女共同参画の状況についてである。12ページから19ページである。12ページを御覧いただきたい。県議会における女性議員の比率は11.9%で、全国平均8.9%を上回っている。17ページを御覧いただきたい。暴力に対する平成27年度の相談件数は、1,053件と前年度より増加した。一時保護件数は54件、交際相手からの暴力相談件数は、39件となっており、前年より減少している。20ページを御覧いただきたい。

2 家庭における男女共同参画の状況についてである。男女の一日の生活時間のうち、家事、介護・看護、育児を行っている時間は、女性有業者は2時間30分、女性無業者は3時間49分、男性有業者は19分、男性無業者は44分と、大半は女性が担っており、18年度以降大きな変動は見られていない。22ページを御覧いただきたい。みやぎ男女共同参画相談室の相談件数は、平成27年度は一般相談1,010件、法律相談28件、男性相談66件となっている。相談内容は「こころの悩み」が最も多く、次に夫婦関係の悩み、親子・家庭の悩みとなっている。23ページを御覧いただきたい。育児に関する社会的支援について、一時保育107か所、延長保育171か所で実施箇所数が年々増加している。

24ページから26ページ、3 学校教育における男女共同参画の状況である。女性教員の占める割合は、幼稚園92.0%、小学校59.0%、中学校44.4%、高等学校26.8%と小学校から高校になるにつれ、女性の教員の割合は低下している。公立小中学校の女性教員及び管理職の割合は前年より上昇しているが、県立高校及び特別支援学校では、女性教員は上昇しているが、管理職の割合が前年より低下している。

27ページ、4 職場におけるにおける男女共同参画の状況である。女性の雇用者数は、年々増加しており、雇用者総数に占める女性の割合も年々増加し、平成22年には、43.3%になっている。しかし、28ページにあるように男女別所定内給与額は女性73.9%(宮城県)となっている。依然として男女間格差がある。30ページを御覧いただきたい。宮城労働局雇用均等室に寄せられた相談件数は、853件であり、そのうちセクシュアル・ハラスメントに関するものは375件で、前年より増加している。31ページを御覧いただきたい。女性の年齢階級別労働力率は、出産・子育て期の30歳代後半が谷となるM字カーブを示している。35ページを御覧いただきたい。放課後児童クラブ設置数は、261箇所、前年より増加している。

36 ページを御覧いただきたい。5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の状況である。農協正組合員数全体が減少しているが、女性の役員数は平成19年度の1.9%から平成27年度は7.1%と大きく伸びている。漁協正組合員数は、平成22年度まで減少していたが、23年度以降組合が新たに設立されたことにより増加している。しかし、女性組合員数は減少傾向にある。

38 ページを御覧いただきたい。6 地域における男女共同参画の状況である。男女共同参画等の名称の窓口を設置している市町村は20.0%7市で、市では53.8%となっている。39 ページ、市町村における男女共同参画推進条例の制定状況は、今年度4月より東松島市で施行されたため合計で12市町村34.3%になっている。40 ページを御覧ください。県内市町村自治会長に占める女性数は、199人 4.2%となっている。平成20年より1ポイント増加している。

第3部については、資料1-2を整理し再掲している。第4部は市町村における男女共同参画の取組状況をまとめたものである。以上である。

**【水野会長】**

ただいま事務局から説明があったが、これらの説明について何か質問等はあるか。

**【鈴木委員】**

国の政策の諮問機関として、内閣府に審議会があるが、町村会より推薦され、全国の市町村を代表し、利府町から3人の課長が委員になっている。うち2人が女性。内閣府の担当者から大変好評との評価を受けた。町の女性課長の頑張りを実感した。一例を紹介させていただいた。

**【水野会長】**

市町村の職員も県の職員も優秀な女性の職員がたくさんいるので、是非ご活躍いただきたい。

**【渡部副会長】**

資料の2の39ページ、市町村における男女共同参画について質問したい。県においては、男女共同参画基本計画の策定が義務づけられているが、市町村において基本計画の策定は義務か任意か。義務であれば、先ほど、特定事業主行動計画が全市町村で策定された旨の話があったが、そちらの計画との整合性が出てくる。任意であれば、県としてどのように指導していく予定なのか後から伺いたい。

**【共同参画社会推進課 小松課長】**

男女共同参画基本計画は行政だけでなく、社会全体で男女共同参画を進めていく旨をうたった計画。特定事業主行動計画は組織体として、労働者を抱える団体として策定が義務づけされている。

**【渡辺安子委員】**

2点質問したい。

- ① 2ページの4職場における男女共同参画の実現について伺いたい。県では、女性のチカラを活かす企業認証制度があるが、具体的にどういった取組なのか、どういったメリットがあり、どう利用されているのか。
- ② 3ページの育児休業取得率について、県の数値は労働実態調査によるものと思われる。国は雇用均等基本調査の数値を主に使っているが、この結果と記載の数値が違う。資料出所を伺いたい。

**【小松課長】**

②について、32ページに資料出所が書いてあり、県は平成27年度の労働実態調査の結果によるもの、全国の数値は最新の数値が出ていなかったの、公表され次第、最新の数値を入れた上で最終の報告とさせていただきたい。

**【渡辺安子委員】**

平成27年度の国の雇用均等基本調査の数値は昨日プレスリリースされ、国の数値は女性81.5%、男性2.65%である。

**【小松課長】**

3 ページの数値は間違いである。申し訳ない。昨日のプレスリリースを受けて訂正させていただく。

①企業認証制度について、20項目ほどチェックリストがあり、このうち10項目以上該当する企業を認証している。メリットは、県で作った認証マークをホームページや名刺に使い、PRできるようになること、県のホームページで企業名を紹介できるようになること、入札参加登録審査でポイントが加算されること、

中小企業融資制度で金利優遇を受けられること、緊急雇用の関係で補助金を受けられることなどがある。利用状況については、手元に資料がないため、後ほど報告したい。パンフレットについても後ほど提供させていただきたい。

**【松田委員】**

学校現場からの質問を2点させてもらいたい。

① 24, 25 ページで学校教育における男女共同参画の状況が書かれており、小学校・中学校においては教員・管理職に占める女性の割合が上昇。特に小学校においては、校長・教頭共に女性の学校も増えてきており、女性の立場での参画・教職員組織のあり方について考えられていて、非常に良い状況かと感じている。ただ、高等学校や特別支援学校については女性の割合が少ないといった報告があった。もちろん教職員の数自体が少ないといったこともあるが、女性の管理職を増やすためのこういった手立てがあるのか伺いたい。

② 2 ページに学校教育における男女共同参画の実現のところで、健康教育に関する研修会の開催や専門医等の派遣などの記載がある。学校でも在校時間の調査が行われており月80時間以上超過している職員の数、3か月連続して45時間以上超過している職員の数の調査を行っている。健康を害する職員に対し、医師に診断してもらうよう声がけしている。健康に関する研修会について、どのような研修会で、どのくらい受講しているのか。専門員の派遣の状況について、分かる範囲で教えてほしい。

**【小松課長】**

①担当課がきていないが、高校や特別支援学校における女性職員の割合の上昇策について、教育委員会においても、特定事業主行動計画を策定している。女性の数自体が少ない現場ではあるが、採用自体は増えてきているので、今後着実に女性の人数が増えてくと認識している。

②教職員のメンタルヘルスは問題になっているし超過勤務の問題もある。健康教育の研修の状況と専門員の派遣の実績、事業の概要など後日お示ししたい。

**【水野会長】**

部活動の支援など厳しい勤務形態になっているとも聞く。

私から質問したい。

大学においても、学生の試験の評価を行う時期であるが、今回の示された施策のうち審議会の女性委員の登用という項目の自己評価の中に「期待した成果が得られなかった。」とあった。この評価基準は、どのような形で設計されているのか。私は色々な審議会の委員になっており、たしかに目標値の設定によって女性委員の割合が多くなってきている。しかし委員の専門的な能力が絶対的な要請となるような委員会、たとえば、ある国家試験の出題委員会では男性対女性が50人対1人ということがあった。私が大学生だったときに学んでいた法学部学生の男女比は、この数字だったので、もしかしたらこれが自然な割合なのかもしれない。女性登用の施策とは違った審議会割合も実際に必要な場合があるのだと思う。どのような評価の設計になっているのか伺いたい。

**【佐野部長】**

自己評価について、今年度評価方法を変えたということはない。簡単にいえば、前年度より目標に近づいたのであればある程度成果を上げた、目標を達成したのならば十分な成果があった、前年度よりも下がったのならば期待した成果が得られなかったとなる。

【水野会長】

「ある程度成果を上げた」は、広い範囲を覆っているということが分かった。

もう一点伺いたい。20ページのところに生活時間の記載がある。働き方を変えようといっても男性がなかなか職場から帰らない、帰るとむしろ家事をさせられるといった状況を聞いたこともある。以前見た資料では、女性有業者が2つに分かれており、妻が常勤の有業者だと夫である男性の家事労働時間が長い、パートタイムの女性有業者の夫は家事をあまりやっておらず、妻が無業者の場合と変わらないといった結果だった。そのあたりの資料はないのか。女性もいざとなれば独立できるだけの給与が取れる職業を持っていれば、男性も家事を行うのではないかと勘ぐることもできる。

【小松課長】

総務省の社会生活基本調査の結果であるが、最新の調査が平成23年度のものなので、直近の数値は違ってきているかもしれない。昨年、企業の調査を行ったが、女性の負担が大きいといわれている一方で、男性の意識が変わってきているところも見えてきた。他の調査で補えるものがあれば、今後の計画づくりの中で、資料を出すなどして検討していきたい。

【水野会長】

このような資料は総務省の資料を頼らざるを得ないのだと思う。他に良い資料があればよろしくお願ひしたい。

【水野会長】

続いて、議題(2)の「宮城県男女共同参画基本計画(第3次)素案について」事務局から説明願う。

【佐藤専門監】

資料3 宮城県男女共同参画基本計画(第3次)(素案)について御説明したい。前回5月の審議会の際にお示ししたが基本的な考え方について、頂戴した御意見を踏まえ、1ページ、第1章「基本的な考え方」に反映させて構成した。「1 基本計画策定の趣旨」では、宮城の将来ビジョン・宮城県震災復興計画を踏まえた部門別計画であることを明記した。さらに関連する各部局の計画と連携を図るものである。2ページは、宮城県男女共同参画基本計画(第3次)が各部局の計画内容との関連を図りながら策定していることを図で示している。

5ページから14ページまでは、資料4で説明したい。このページについては、資料4と資料3の内容が同一のものがある。資料4を御覧いただきたい。資料4の左側は第2次の基本計画であり、右側は第3次基本計画であるので、比較しながら見てほしい。下線部が第2次からの変更点である。1ページ、第2章「県の現状」では、前回審議会でも示したように、7ページにある「4 女性に対する暴力や犯罪の増加」と8ページにある「5 東日本大震災の発生と復興に向けた取組」の項目を増やしている。タイトルは多少変更している。1ページ、「1 少子・高齢化の進展と人口の減少」においては、昭和58年の1.86以降、一時的な上昇はあるものの低下傾向となり、平成27年度は1.31となった。全国値は1.46であり、全国で44位という低い水準にある。2ページを御覧いただきたい。県の人口は、平成25年まで人口流動や復興需要による転入などにより上昇したが、平成26年再び減少に転じた。3ページを御覧いただきたい。「2 家族形態・ライフスタイルの多様化」である。数値が22年のものになっている。国勢調査については、平成27年度の数値は今年10月を目途に公表される予定とのことである。公表後、間に合う範囲で数値の更新を行う予定にしている。県の世帯規模としては、1人から3人までの世帯が増加する傾向にあるのに対し、4人以上の世帯は減少している。「単独世帯」「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」の世帯の割合が上昇する一方、「夫婦と子ども」の世帯は低下する傾向にある。4ページを御覧いただきたい。高齢単身世帯は平成17年と比較して、25.6%増加している。平均初婚年齢は、平成26年には男性30.8歳、女性29.2歳と晩婚化が進んでおり、未婚率も上昇傾向が続い

ている。5ページを御覧いただきたい。「3 就業形態の変化と経済格差の拡大」である。労働力人口は、平成17年と平成27年を比較すると3.4%の減少率となっている。また、女性の労働力率は、結婚・出産期の年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、M字カーブが宮城県においても現れている。「図6 労働力人口の推移」は昭和45年から平成22年までは確定値、平成27年の数値のみ、今年6月段階の速報値になっている。国勢調査結果のうち就業形態の数値は平成29年4月に公表予定とのことなので、この表についてはこのような記載になっている。6ページ、図7では、年齢階級別有業率を男女別で示している。男性は平成19年・24年とも台形型を示している。一方、女性はM字型を示している。平成19年と比較すると女性は30～34歳で大きく上昇、25～29歳、45～49歳で低下し、前回よりM字型が緩やかになり、カーブの底が「30～34歳」から「35～39歳」へ移行したことが分かる。図8では雇用形態の男女の推移を示している。男女ともに非正規就業者数が増加しており、特に女性の割合は高くなっている。また、7ページ、図9は、男女別平均賃金の推移を示しており、女性の所定内賃金と所定外賃金を合わせた賃金は平均して男性の約75%に止まっており、男女間の賃金格差は大きいことが明らかと言える。7ページ、「4 女性に対する暴力や犯罪の増加」は新設の項目である。DVやストーカーの相談件数は平成23年度以降増加傾向にあり、性犯罪も含めた女性に対する暴力根絶を一層推進する必要がある。8ページ、5 東日本大震災の発生と復興に向けた取組である。こちらも新設である。県では、大震災後10年間における復興の道筋を示すため宮城県震災復興計画を策定し、復興に向けた取組を進めてきた。震災の経験と教訓を踏まえ、防災・復興に係る意思決定の場に女性の参画とリーダーとしての活躍を促進することや、男女共同参画の視点での事前の備えと体制等を推進する必要がある。図11は宮城県と県内市町村の防災会議での女性登用率をグラフ化したものだが、震災後ともに増加傾向であることが分かる。9ページ、図12では、県内市町村で、避難所運営マニュアルに男女共同参画の視点が配慮されていることが見て取れる。震災発生以降の推移や状況を示すことで、男女共同参画の視点での事前の備えや避難所運営、被災者支援等の体制を推進する旨を明記している。

資料3を御覧いただきたい。14ページ、「第3章 男女共同参画の推進に関する施策」は、今回の素案審議を踏まえまして、作り込んでいく予定なので、今回は示していない。次回中間案策定に合わせ、県としての施策を盛り込んでいくこととしている。15ページ、第4章「推進体制」では、「5 各主体間の連携」の項目を追加している。昨年度設立した「みやぎの女性活躍促進連携会議」等を通じて、経済団体、関係団体、行政等が連携・協力していくことを明記した。16ページから17ページ、「男女共同参画の指標」については、前回5月の審議会で頂戴した意見を踏まえ、新たに5つの指標の設定と4つの参考指標の記載を提案させていただきたい。「女性のチカラを活かすゴールド認証企業数」から「みやぎの女性活躍促進サポーター」までの5つの指標。「女性消防団員がいる消防団の割合」から「DV相談件数」までの4つの参考指標である。

資料5を御覧いただきたい。新たな指標の設定について図で示したものである。5月25日 審議会で頂戴した意見は5点。目標と施策の設定、宮城県の独自性、働き方の改革の必要性、子育て支援、指標の設定である。昨年度実施した「宮城県女性の活躍促進に向けた企業等実態調査」結果からの今後の取組の方向性として3点。女性も男性もだれもが活躍しやすい環境づくり、女性のキャリアアップへの支援と女性活躍促進への理解の浸透、男女共同参画社会の実現である。指標を設定する上で考慮すべき要素として2点。国の第4次男女共同参画基本計画、民間企業の事業主行動計画である。県としての視点は7点。みやぎの将来ビジョン、宮城県震災復興計画、宮城県特定事業主行動計画等である。宮城県男女共同参画基本計画（第2次）にて未達成項目は6点。育児休業取得、保育環境・サービス、農業・漁協における女性組合員等である。以上5つの視点から分析して導き出した新たな目標指標として5点設定した。「女性のチカラを活かすゴールド認証企業数」「県管理職に占める女性職員割合」「宮城県防災会議の委員に占める女性の割合」「男性にとっての男女共同参画セミナー参加者」「みやぎの女性活躍促進サポーター」である。なお、ABCDEの標記

があるが、関連項目に同じアルファベットを記している。

資料6については、指標項目案である。これまで説明した内容を表にまとめている。1ページは新規を組み込んだ指標、2ページはこちらも新規を組み込んだ参考指標である。以上である。

【水野会長】

ただいま事務局から説明があったが、これらの説明について何か質問等はあるか。

【竹中委員】

資料4の少子化について、私は富県宮城推進会議にも出席しているが、宮城県の出生率は1.31と非常に低い。県としての目標数値はあるのか。人口減少について考えることは、非常に重要である。

【子育て支援課 渡邊課長補佐】

指摘があったとおり、非常に低い数値になっている。大都市を抱える都道府県は出生率が低く出る傾向がある。目標数値について、県の将来ビジョンでは1.4という数値を掲げている。

【水野会長】

少子化は今の日本の最大の問題のひとつである。学生と話していると、「正規雇用には就かなければ結婚する資格はない」という男子や、「自分も仕事をしたいと思っているが、子どもを持つと続けられるかどうか自信がないので、結婚するのであれば正規雇用の方がいい」という女子がほとんどである。私の教え子たちは優等生たちなのだが、それでも将来正規雇用には就けるか不安をもっている学生もいる。まして一般には、そのような危機感が現実問題になっている若い世代は少くない。労働条件を整えることが王道ではあるが、それが簡単にはできない現在、夫婦ともに正規雇用でなくとも、2人力を合わせれば十分生活できるのだというモデルを県の支援策によって作り上げることは出来ないだろうか。

【小川委員】

子育てについての数値や指標を盛り込んでもらっている。個人的な感想で言うと、子どもを産み育てる環境が整っていないと子どもを産む気にならない、また、一人を産んだ後、二人、三人と産む気にならないと思う。保育サービスの充実是全国的にも必要性が叫ばれているので、県でも進んでいるのだと思うが、家庭で保育している方々への支援という面では、資料6でみると子育て支援センターの事業ぐらいである。家庭で保育している方への支援や意識を変えていくといったことは、県の子育て支援の中では、どのように位置づけられているのか伺いたい。

【子育て支援課 渡邊課長補佐】

家庭での子育てを支えていくのは重要なことだと思っている。先ほど話にあった、子育て支援センターの機能の充実のほか、ファミリーサポートセンター事業もある。これは、手のあいたお母さん方と子どもを預けたいと思う世帯とをマッチングしていく事業であり、これを充実させていく。また、子育て支援に係る県民運動をやっており、子育てを前向きに考えていけるような普及啓発もやっていかねばならないと考えている。

【小川委員】

指針に関わる来年度の予算は取れているのか。やりたいと思っても予算がないと、事業ができないこともある。それとも、早く進めていかねばならないということで予算を変更してでも進めていくぐらいの余力があるのか。

【小松課長】

全体的な話をさせていただくが、来年度予算の編成に向けた手続きはこれからである。夏ぐらいに大きな方針を各部局で議論し、秋口に各課の予算要求をしていく流れである。なので、現時点で平成29年度の予算は固まっていない。ただ、部門別の計画もあることなので方向性としてはそのような形になるだろうが、具体の予算はこれからの段階である。



**【松田委員】**

資料5の新たな目標の設定のCのところ、宮城県防災会議委員に占める女性について、これまでの実績と見比べると、震災前からはだいぶ増えているが、平成26年度以降は平衡状態。県内市町村も増えてはいる。新たな指標は30%ということで、国の第4次計画の指標に合わせたものかとは思いますが、これに対する対策はあるのか。

**【小松課長】**

本日担当課が不在のため、後日確認しておきたいと思うが、確かに9.4%の実績を目標の30%にするというのは目標値として高いと思う。この辺も含め目標値の設定について、今後、担当課とも議論を進めていきたい。

**【今野委員】**

2点質問と意見がある。

- ① 新たな目標として、女性のチカラを活かすゴールド認証企業を15社から30社へというのがある。ゴールド認証を受けるには17点以上必要だが、当社でも認証を受けようと準備したが、どうしても16点しか行かなかった。ハードルがやさしくはないと思っている。どのように目標達成を描いているのか伺いたい。介護休業法の改正もあるのでその辺でクリアされる部分もあるのかなと思っている。
- ② 新しい計画の体系に関し改めて見ていて感じたが、「2家庭における男女共同参画の推進-“ライフ・ワーク・バランス”の推進-」について、女性が社会の中で活躍しようとする前提として、男性が家庭で活躍してもらう必要があり、そのようなことをはっきりうたった方がいいのではないか。家庭内における男性の活躍推進とは書けないにしても、そういったニュアンスのことをうたう必要があると思う。水野先生からも話があったが、家庭参画の時間があれだけ違う実態があるし、資料2では現状として女性の大半が家事育児を担っていることがはっきり書いてある。明確に、男性も家庭責任を果たすといったニュアンスでの表現や柱立てが必要ではないかと考えた。

**【小松課長】**

- ① 確かに高い目標ではあるが、ここ数年は毎年2~3社のペースで増えているといった状況もある。制度が変わってすぐに認証されやすくなるといったことはないが、制度について地道に広報すること、また現在の認証を受けている企業に働きかけを行っていくなど総合的に進めていきたい。
- ② 事務局として検討させていただく。

**【渡部副会長】**

1点目の質問をしたい。資料6の指標 男女共同参画基本計画を策定した市町村数について、先ほどこれは任意だとの話があったが、第2次の目標も第3次の目標も70%ということは、第2次では達成できなかったということか。県では鋭意努力はしているのだと思うが、震災の影響や市町村のポテンシャルの問題でうまくいっていないのか。

**【小松課長】**

目標値については確定していない。今のような意見をいただき、中間案の段階で事務局としても詰めた数字を出したいと考えている。あくまで、今回は2次計画の目標値をそのまま出している。

**【渡部副会長】**

資料2の83ページに市町村の男女共同参画にかかる基本計画に関する策定状況が書かれているが、今年度はあまり増えず、今後新しい段階で増えていくと考えていいか。

**【佐野部長】**

県と市町村の関係についてだが、上下関係ではなく、パートナーである。県としては、全体の施策として基本計画を策定し、その思いを市町村に伝えていくが、強制して作ってくださいというこ

とにはならない。その上で、県ができることは、なぜ策定が進まないのか、ハードルは何なのか、そのハードルを越えていくために何が必要かを把握し対策を講じていくことである。

**【渡部副会長】**

2点目の質問である。先ほど話のあった女性のチカラを活かすゴールド認証企業の認定制度と、国の、女性活躍推進法における「えるぼし」、また次世代育成支援対策推進法における「くるみん」との関係を教えてほしい。

**【小松課長】**

それぞれ独自の制度である。本県で行っているような認定制度を、全国の都道府県でも行っている。そこに、国でこの度、女性活躍推進法における認定制度「えるぼし」を設けた。特に関係性はない。国の認定制度については渡辺委員から紹介いただけるとありがたい。

**【渡辺安子委員】**

国の認定制度について簡単に紹介させていただく。

今年の4月から始まった女性の活躍推進に取り組み企業を認定する「えるぼし」認定の基準については5項目あり、

- ① 採用における男女の差
- ② 継続就業、勤続年数の差異
- ③ 労働時間等の働き方、長時間労働がなされていないか
- ④ 女性の管理職比率
- ⑤ 多様なキャリアコース となっている。

それぞれに基準があり、クリアした項目数に応じ、三段階で認定している。

「くるみん」は子育て支援に積極的に取り組んでいる企業を認定するもので、次世代育成支援対策推進法に基づく。通常の認定と、より高い基準の「プラチナくるみん」認定の2段階設けている。企業に子育て支援のための行動計画を策定してもらい、その計画の目標を達成したことや、男性労働者の育児休業等を取得した者が1人以上いることや、女性労働者の育児休業等取得率が75%以上であること、育児短時間勤務等の制度を小学校就学前まで設けていること、働き方改革に向けた取組をしていること、などが認定項目になっている。また、「プラチナくるみん」の認定基準は、男性の育児休業取得率が、国が目標としている13%以上となっている。

6月末現在で、「えるぼし」認定企業数は、全国が105社で、このうち県内は3社である。「くるみん」は、平成19年度からスタートしているが、全国が2,570社で、このうち県内は27社を認定している。「プラチナくるみん」は県内1社である。

国としては、政府あげて働き方改革に強力に取り組んでいるので、労働基準法等違反には厳しく監督・指導を行うスタンスで臨んでいる。取組を進めている企業については、国として推奨し、インセンティブを与えることとしている。必ずしも認定企業数が多いとは言えないが、少しでも働きやすい職場づくりを進める企業については国としてサポートしていく事業展開をしている。制度は違うが、県においても認定制度を進めることで、相乗効果があることは望ましいと考えている。

**【渡部副会長】**

先ほどの説明では、県の認証を受けることで、入札や融資や緊急雇用の助成制度があるとのことだった。企業から見て、県の事業が多いから県の認証を受けようとか、国の事業が多いから国の認証を受けようといったことで、企業側が選択できるということで良いか。

**【小松課長】**

よろしいと思う。

**【渡部副会長】**

参考までの意見であるが、女性の学生の研究教育ということで、宮城女性学といった常設的に学べる場所があっても良いと思う。例えば、宮城大学に講座を設けるとか、宮城県民大学の制度もある。我々審議会だけではなく、広く恒常的に女性の意見や女性の将来像を考えることも考えられる

のではないか。私の個人的な意見ではあるが、せつかくここまでやってきているのだから、宮城の女性の活躍推進・男女共同参画の教育研究の場があると良いのかなと思う。

**【稲葉委員】**

2点ある。

- ① 資料3 基本計画素案の1ページ目、基本的な考え方の中に県として「こうありたい」といったものが見えるともっといい。1ページ目の最後に「本計画は宮城の将来ビジョン・宮城県震災復興計画をふまえた部門別計画であり、関連する計画と連携を図りながら、宮城県の男女共同参画を積極的に進めるものとします。」とあるが、このままでは、県として基本的な考え方は、将来ビジョンをみてねとも捉えられる。指標の前の施策の元になるビジョンや目標を具体的に書いてほしい。
- ② 基本計画素案の4ページに基本計画の体系が書かれている。「5 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現」のうち、「(1) 経営への女性の参画促進」は、指標で言うと、農協正組合員に占める女性の割合とか漁協正組合員に占める女性の割合を指しているのかと思う。また「(2) 起業支援の充実」に対応する指標は、女性農業者起業数(年間販売金額500万円以上)になるのかと思う。大項目として農林水産業・商工自営業としているのにだいぶ第一次産業にシフトしている。商工自営業をもっと増やしていただくとありがたい。

**【小松課長】**

- ① このページの中程に「男性も女性も、だれもがその個性と能力を十分に発揮し、生きがいを持って生活できる社会を目指す」とは書いたが、確かに目指すべき像を書き加えさせていただく。
- ② 関係部局と調整してまいりたい。

**【渡辺安子委員】**

3点ほど意見がある。

- ① 先ほど、人口問題について言及があった。これまでの人口や出生率、世帯率などきめ細かいデータが載っている。先の日本創成会議にて、「日本の市町村の100以上が消える」との話も出たようだ。男女共同参画審議会で論じるには重いが、されど人口問題が一番大きなベースになると認識している。将来の人口推計が出ているので、将来県の人口がどういった形で減るのかを分析してほしい。仙台圏を抱えており社会的な人口流入があるため東北各県よりは人口の減少率は低いかもしれないが、仙台市以外の自治体においては、確実に他の東北の市町村と同じような減少が推測される。その上で、施策をつくってほしい。
- ② 資料4に男女別平均賃金の推移が記載されているが、一般的に男女共同参画の視点でこういった指標を用いるときは、所定内賃金のみを使用する。この方が、より男女の賃金差が明確に出る。所定外賃金を加えると任意性が入ってしまう。
- ③ 女性のチカラを活かすゴールド認証企業について、企業として積極的な取組を促す制度だと思う。国の制度でも、公共事業関係の加点制度や税制優遇措置などインセンティブを与える制度になっている。県として、企業の取組にインセンティブを与えるような制度になるよう、もう一歩踏み込んだ形にし、より魅力ある制度になるよう検討してほしい。

**【佐野部長】**

- ① 人口問題に関して、県でも地方創成のビジョンを策定し、人口推計や目標を設定した。次回にでもその概要を説明したい。

**【小松課長】**

- ② 所定内賃金での記述に変更する。
- ③ 他部局と調整し検討しているので、進めていきたい。

**【高山委員】**

先だって新聞で、マタニティハラスメントについて就業規則等で指導が強化されるとの報道があった。一方、平成27年の国勢調査の速報値を見ると、M字カーブが続いているものの底が浅くな

ってきているとのこと。経営者の方と話していても、全員参加型社会という中で働き方改革・女性の戦力化が重要だという認識を持っている。今後法改正がなされると、民間企業への研修や周知、セミナー等を行っていくことになる。民間企業に限らず、学校や官公庁にも当てはまること。今回の計画でDVやストーカーについての言及がなされるが、どこかでマタニティハラスメントについても言及いただきたい。

【小松課長】

検討させていただく。

【小川委員】

- ① 資料4の女性に対する暴力や犯罪の深刻化という項目が追加されたことは良いことだ。現在自分たちが行っている活動として、お母さん方からの相談のグループケアを行っているが、相談する方の9割がDVに遭っている。夫から逃げるのが困難な方が震災後非常に増えている実感を持っている。現状の中では、相談件数の推移や文言として「暴力の根絶を一層推進する必要がある」と書いてはいるが、具体的に何をするか分からない。相談件数を指標にすることはおかしなことだが、相談できる場所が増えることは良いことである。また、相談する機会だけでなく継続した支援も必要である。今後どう進めるのかといった目標があれば教えてほしい。
- ② 資料3の3ページ目、「5基本計画の推進」について、「NPO等各種団体の理解と協力を得る」との記載があるが、これだと協働という感じがしない。後段は「家庭、職場、地域における県民及び事業者の自主的な活動及び男女共同参画社会の実現の取組への積極的な参加を働きかける」となっており、事業者・NPOとは分けて書かれているが、何か理由があるのか。事業者・NPOについても「積極的な参加」と記載いただきたい。また、第4章推進体制においても同様にしてほしい。

【小松課長】

②について、整理させていただく。一緒にやるというニュアンスに書きたいと思う。推進体制についても連携・協働とは書いてあるが、もう少し一緒にやるという書き方にしていく。

①について、あくまで現状ということで数字のみを書いている。次の中間案で出すことになるだろうが、第3章の施策に書いていきたい。

【警察本部警務部警務課 安井企画調査官】

指摘があったとおり、様々な場面でストーカーやDVに関する相談は受けている。県警では、具体的な取組として、DV・ストーカーその他人身安全対策を専門とする県民安全対策課を平成27年度に新設し、非常勤の専門相談員を2名任用して、専門的な知識や経験で、早い段階から対応できるようにしている。また、県下24警察署に専従の担当者を置き、早期の段階から対応できるような体制を構築している。

併せて一昨年からは保健福祉部との連携ということで、各事務所との連絡協議会を設け、行政と警察の情報共有・連携体制を拡充していこうと進めている。内部的には、ストーカーやDV事案について、警察職員に対する教養研修や行政と連携しながらのシミュレーション訓練の実施を進めるなど、対処能力の向上を図っている。

【水野会長】

暴力などから逃げ出せる支援・シェルターのような支援は県でないとできない。県の現状の中に貧困の世代間連鎖を記載いただいた。国や県の資料は「平等に」ということで、格差があることが問題にされにくいため、このような記載は大変ありがたい。戦後の日本は相対的に平等だったと思うが、それが崩れてきた。貧困世帯で育つ子どもは、予め限界を身につけてしまう。子どもたちにはマイナスの連鎖のない環境で育ってもらいたい。育児支援はもっと幅広く考えてほしい。貧しい家庭では学校に通うこと自体公的な支援がないと難しい状況にある。支援については、ユニバーサル支援とターゲティング支援がある。子どもたちについては、なるべくユニバーサル支援として子どもたちが平等に育つように設計してほしい。ターゲティング支援がとりわけ必要なのは、暴

力のある家庭である。児童虐待はもちろん、DVを見聞きした子どもについても脳を損なうと分かっている。書き込みをお願いしたい。

**【今野委員】**

現状について、追加で検討してほしいものがある。職場における男女共同参画部分になるかもしれないが、共働き世帯が増えている現状について書き込みをお願いしたい。第2次計画からも少し変化している部分である。企業としても男性社員を長時間拘束している責任があり、変えていかねばならない。その前提として、共働き世帯が増えているので職場での人事管理やマネジメントが必要であり施策につなげていければと思う。

**【小松課長】**

資料の8ページに少しだけ書き込みをしているが、数字が古い。次回新しい数字や書き込みをしたい。

**【稲葉委員】**

「貧困の世代間連鎖」との記載があるが、貧困というのがどういう定義で使われているのか教えてほしい。

**【子育て支援課 渡邊課長補佐】**

子どもの貧困ということで使われているのが、「可処分所得の平均から更に半分の収入で暮らしている世帯」を貧困としている。だいたい年収が122万円ぐらいで暮らしている世帯。世界的な定義づけでもある。

**【稲葉委員】**

全国的には122万だと思うが、宮城県としての数値があるのか。

**【子育て支援課 渡邊課長補佐】**

国を出している数値であり、県では出していない。自治体ごとに出そうとするとサンプルが少なくなり自治体の実状を正確に反映できないということで、全国の数値しかない。

**【水野会長】**

貧困について書き込んでほしいものはあるか。

**【稲葉委員】**

県の数値があれば、特徴として書いてもらおうかとも思ったが、難しそうである。

**【渡部副会長】**

資料5に「女性のキャリアアップへの支援と女性活躍促進への理解の浸透」と書かれてある。その中に、

- ① 在職中の女性に向けたキャリアアップ支援の充実
- ② 再就職を目指す女性の支援の拡充
- ③ 女性のキャリアアップに関する理解の促進

とあるが、現時点でどのようなことを考えているのか。

**【小松課長】**

①セミナーを開催している。これからキャリアアップを目指す若い世代向けのものと大学生向けのものを開催する。

②当課としては現時点で取り組めていない。

**【子育て支援課 渡邊課長補佐】**

②女性に限ったことではないが、ひとり親家庭の再就職の支援として、資格を取るときの修学資金の給付事業がある。また今年から立ち上げるが、その給付金を受けて資格を取得して就業するときの貸付事業があり、就職後県内で5年間勤めてもらえれば返還は不要といった内容である。

**【小松課長】**

③シンポジウムの開催や経営者向けセミナーを行っている。

**【渡部副会長】**

県内の地域間格差について。自治体によっては構成が成り立たないほど人口が減っているところもある。県内の男女共同参画の取組格差に関して、県としての取組や方向性はあるか。

**【小松課長】**

先ほど部長からの話もあったが、市町村に対しての強制はできないこともある。県としては「計画を作ったので一緒に進めていきましょう」とか、「事業のメニューを活用ください」との話はできる。一方で、市町村の中には役場の組織として女性の課長がたくさんいるところもある。地域の問題ということもあるので、一概に押しつけることはできない。市町村が行うイベントは震災後減っている状況があるので、内閣府の交付金を活用したりや県の事業と一緒に進むといったことを進めていきたい。

**【鈴木委員】**

市町村には2040年問題があり、現在ある1,800市町村の半分が消滅するとの研究発表もあった。仙台都市圏は良いが周辺自治体は大変である。自治体間の大きな格差を実感している。この計画どおり実行できる自治体とそうでない自治体があるのではないかと思う。目標に近づけることは自治体の義務であるわけだから、町長として努力していきたい。

**【水野会長】**

関西圏の自治体で積極的に男女共同参画を進めているところがある。明石市では、離婚した夫から妻が養育費の取り立てする際の支援を行っているとのこと。

**【鈴木委員】**

自治体間の格差について、保育園を毎年作っても待機児童が発生している状態。利府町は民間の会社が土地を求め、保育園を建て、運営するところもあり、助かっている。一方、採算が合わないため民間が進出しない自治体もある。あらゆる政策に人口減少が影響している現状がある。市町村が消滅しないようにするのが責務だと思っている。

**【水野会長】**

養育費の取り立て支援はDV対策のひとつでもある。母親が自分だけでは子どもに高等教育をつけられないから、夫の暴力に耐え続けるケースがある。西洋諸外国では、養育費の取り立てに公的支援があり、養育費を払わないと父親は刑事罰になる。日本はこのような支援がない。養育費は少額なので費用のかかる強制執行などは行われない。DV家庭にとどまるひとつの要因になっている。それらについても書き込めれば書き込んでもらいたい。

書き込んでもらいたいことがたくさん出て、具体的な新たな指標の設定との間のギャップが気になる。数字にできないものは、文章で書いてもらえればと思う。

**【小川委員】**

虐待の件数について記載する予定はあるのか。

**【子育て支援課 渡邊課長補佐】**

虐待の相談件数は各児童相談所で把握しているので、それを載せることは問題ない。去年虐待の定義が拡充され、心理的虐待が含まれた。親のDVの場子がいた場合や兄弟への虐待を見ていた場合なども含まれるようになったことで、虐待件数の傾向については、昨年急激に上昇した状況である。

**【水野会長】**

幼いうちに救出する費用の方が、子がそのまま育った後に社会にもたらコストよりもずっと低いことも分かっている。

**【佐野部長】**

今日は新たな指標の設定案についてお示しし、指標を増やすか減らすかを含め検討いただいているが、施策と目標指標が1対1にすると施策が制限されることがある。指標は指標として、施策は

施策として意見をいただきたい。必ずしもセットにしなくても良いと思う。どちらも幅広く意見をいただきたいし、検討いただきたい。

【水野会長】

確かに、少子化やDV対策、児童虐待、育児支援などについて数字目標にするのは難しいのかもしれない。一番大事なことは数字目標にすることはできないのかもしれない。

【草野委員】

地方で生活していて、このように掲げられることが絵空事のように思え、自分たちの生活とは別の世界と考えるほど生きづらい地域がある。県の取組としては、地域間格差をできるだけ減らしていただきたい。と言っても具体的にどうと言うことは私にも見えていない。一生懸命な方が上に立たれば進むとは思いますが、そうはいかない自治体もある。そこに住んでいる女性にとっては、DVや子育てのことを考えると就労がなかなかできない状況もある。そのあたりを皆さんと一緒に考えていきたい。

【稲葉委員】

女川や南三陸など人口減少の大きい地域と名取や大和、富谷など人口が増えている地域を同じ計画にして良いのかと感じた。地域ごとの事情を踏まえられたら良いと思った。

【佐野部長】

大震災以後、女川や南三陸で大幅に人口が減少していることは事実。これに対し、それぞれの町で復興計画を作り、今必死になってまちづくりを進めている。先日女川町長と話す機会があったが、災害公営住宅を平成30年度までに完成させたいとの話であった。町としては、土地造成から一生懸命進めているところだが、ただ住民の方から見れば平成30年度まで期間がかかることについては不満に思うだろうとのこと。町民の思いと自分たちができることを、悩みながらまちづくりを進めているとのことであった。

それぞれの地域で事情はあるが、「今後消滅する」と話す市町村はない。「消滅しないよう頑張る」と言っている。それぞれ頑張っている状況に県は全体的な計画を作ったら、それぞれの地区に個別にどう反映させていくかである。実際の計画を進める中で、県は具体的なサポートができるかということになってくる。県も圏域ごとに保健福祉事務所や地方振興事務所がある。地域の実情を聞きながら具体の施策を進めていきたい。

【水野会長】

一般的な過疎の問題と震災を受けての過疎の問題ということで、二重の要素があるので、それをどう書き分けていくかだと思う。

これから基本計画メインの部分の作文に入る。今後思いつく意見は事務局の方に寄せてほしい。

【水野会長】

続いて、議題（3）の「その他」であるが何かあるか。

（特になし）

【水野会長】

本日の議事はこれで終了したい。資料を持ち帰りいただき何かあれば事務局へお送りいただきたい。

## 4 閉会

【司会：池田副参事兼課長補佐】

〔 次回開催日を確認し、閉会した。〕